

憲法を考える(3)

富山短期大学名誉教授 川中清司

第二章は九条 戦争の放棄だけ

日本国憲法は第一章一〇三条からなる。そのうち第二章は第九条「戦争の放棄」の一つの条文だけである。その第一項に「日本国民は（一部省略）国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とある。第二項には「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」と明示されている。このなかの「戦力」や「交戦権」の解釈をめぐって、時代とともに大きく変化してきた。

自衛隊の任務 侵略からの防衛

自衛隊は憲法第九条が禁じる「戦力」に当たるかどうか。歴代の政権は、拡大解釈を繰り返してきた。

昭和二一年に吉田 茂首相は国会で「憲法は自衛権も放棄した」と答弁したが、昭和二七年に保安隊に組織替えしたときには「戦力に至らないまでの実力で使うのは、

憲法違反ではない」と述べている。さらに昭和四七年に入ると「戦力とは、自衛のため必要な最小限度を超えるもの」とし、平成六年に自社連合政権の村山富市首相は、「自衛隊は憲法違反ではない」と明確に打ちだした。

米軍の要請で警察予備隊発足

自衛隊は昭和二五年、朝鮮戦争を戦ったアメリカの要請によってできた。在日米軍七万五〇〇〇人が朝鮮に出兵したが、それに代わって日本国内の治安維持を担う役割を背負わされて「警察予備隊」として発足した。

その実体は軍事組織であり、「形だけ」警察と呼ばれる」と揶揄された。東西冷戦が激しくなるなかで、アメリカはソ連の日本侵略を恐れていた。こうした情勢のなかで、米軍の指示で政令によって日本国憲法はつくられた。

日米安保条約が土台

自衛隊発足の背景には、昭和二六年九月に日米間で定めた「安全保障条約」がある。対日講話条約と同時に結ばれ、米軍の日本駐留

を決めた。「もし日本が外国から侵略されるような場合には、米軍が日本を防衛する。そのために米軍は日本に駐留する」という内容だ。

昭和二七年に保安隊に改組し、さらに昭和二九年には自衛隊が新設され、警察予備隊は海上自衛隊となり、航空自衛隊も発足した。

昭和三五年には新安保条約が結ばれ、新たに日米両国間の共同防衛義務が強化された。

朝鮮戦争とアメリカ参戦

終戦直後の朝鮮半島は、北緯三八度線を境に、北はソ連が南はアメリカが支配していた。

昭和二五年六月に突然、北朝鮮の大軍が韓国に攻め込み、南端の釜山まで進撃した。

アメリカ軍（連合軍）が反撃に移り、仁川上陸作戦を展開してソウルを奪還、一〇月に三八度線を突破し、一一月には国境に迫った。しかし、中国義勇軍二〇万人の反撃にあい、五一年一月に連合軍がソウルを放棄したが、三月には奪還した。

こう着状態に陥り、七月にはソ連の仲介で休戦会談を開始した。

昭和二八年七月、北朝鮮、中国、国連（アメリカ）間で休戦協定が調印された。

今も続く朝鮮半島の紛争

朝鮮戦争の被害は大きく、死者は南北朝鮮で四〇〇万人、中国一〇〇万人、米軍六万三〇〇〇人におよび、離散家族は一〇〇〇万人を超えた。

忘れてならないのは、この戦争は休戦中のままで今も終わっておらず、南北間の緊迫した情勢は現在も続いているのだ。

北朝鮮の核開発やミサイル攻撃が続き、拉致問題も未解決のまま、国際的な緊張を醸し出している。

朝鮮戦争で北朝鮮を支援した中国は、今もその姿勢を崩しておらず、アジアの緊張は高まったままだ。

侵略に対し国の防衛が目的

自衛隊の目的は「外部の侵略に對する、わが国の防衛」であり、自衛隊法第三条に明記している。「侵略」とは、外国の軍隊が日本に攻めてくることだ。侵略を防ぐ

「自衛権」には「個別的自衛権」と「集団的自衛権」がある。

前者は、自国が他国から攻撃されたときに自国を守る権利であり、後者は仲間の国が他国から攻撃されたときも、自国が攻撃されたと同じく、攻撃してきた国と戦う権利だ。国連も加盟国の自衛権を認めている。

国連憲章が認める自衛権

国連憲章五一条では、国連加盟国が、どこかの国から武力攻撃を受けたときは、国連が国連軍を派遣するなどの措置を講ずるまでの間は、自国で反撃することや、同盟国と団結して反撃することを妨げないと定めている。

これに対して日本は、憲法第九条によって戦力を持たないため、「個別的自衛権」を貫いて「専守防衛」を守ってきた。だが周囲の情勢が変化するなかで、次第に国際貢献する上で自衛隊を使おうとする動きが強まった。

湾岸戦争で高まる国際貢献

平成三年に湾岸戦争が起こり、日本はアメリカや多国籍軍に約一

三〇億ドル（一兆五五〇〇億円）の財政支援をした。

だが、自衛隊を派遣しなかったことで評価されず、「われわれの若者たちが血を流しているのに、中東の石油で利益を受ける日本は金を出さだけか」とアメリカから強い非難を受けた。

これを契機に「国際貢献のために、日本は何ができるのか」という議論が高まった。

医療援助や技術指導など、武器を伴わない平和のための支援活動の展開を主張する声と同時に、自衛隊の海外での活動を可能にするための、憲法改正を求める政治家も増え始めた。

P K O協力で自衛隊派遣

平成四年にアメリカの求めに応じて、国連平和維持活動に参加する「P K O協力法」が成立した。

- ①紛争当事者間が停戦合意し、日本の参加を同意
- ②中立的立場の厳守
- ③武器使用は要員の生命保護など必要最小限にとどめる
- ④以上のいずれかが満たされなくなった場合の即時撤退

必要最小限にとどめる
④以上のいずれかが満たされなくなった場合の即時撤退
などを条件に、自衛隊を派遣す

ることとなった。

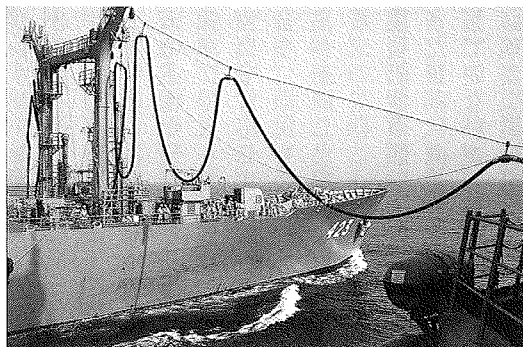
平成四年に、東南アジアのカンボジアを皮切りに、平成五年にアフリカのモザンビーク、平成六年にルワンダとカンボジア、平成八年に中東のゴラン高原、平成一年には東ティモールなどへの派遣が続いた。

同時多発テロから支援加速

平成一三年九月一日にアメリカで同時多発テロが発生。

一〇月八日、米軍がアフガニスタンのタリバン政権へ報復攻撃を開始した。日本は「テロ対策特別

インド洋での給油支援・2001～10年に実施



出典：フリー百科事典

築も制約される状況だった。

国民の権利制限

だが、非常事態でこの法律を実施すれば、国民の権利が大幅に制約される事態が起こることは否めない。防衛大臣が攻撃を予想しただけで、土地や人、物の強制収容が可能となっており、収容物の米軍への提供の制限の明文がなく、個人の財産権や基本的人権が大きく制約されかねない。

法律のねらいは、戦時体制での官民の動員にあり、有事が発令されると、攻撃や災害の有無にかかわらず、多くの公共サービスや民間企業が、自衛隊や米軍に優先され、日常生活が圧迫されるおそれは十分にある。

法制局が解釈改憲

安倍政権のもとでは、憲法第九条の枠を超えたような外交・安保政策が加速してきた。

政府の法律解釈を担う内閣法制局は、「日本は個別的自衛権も、集団的自衛権も持っている」が、「憲法九条で戦争を放棄しているので、他国を応援する戦争はでき

ない」「集団的自衛権は持っているが使えない」という解釈を保ってきた。

だが、平成二五年に新しい長官を任命し、集団的自衛権を認める、いわゆる「解釈改憲」に変えた。

海外任務へ拡大

平成二六年七月には憲法解釈を変更して、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行なった。

さらに平成二七年九月、自衛隊の海外での任務を大幅に広げる「安全保障関連法（安保法）」を成立させた。委員長席を多数の議員が覆いかぶさり、議決を阻止するなど、国会審議は紛糾した。

公聴会でも、多くの憲法学者が反対し、連日数万人が国会を取り巻き、法案阻止を訴えたが、平成二八年三月末に施行した。平成二七年には、日米防衛協力のための指針（通称ガイドライン）も再改訂し、世界規模で米軍を支援できる枠組みを整えた。

安保法の事態と対応

安保法は、事態の段階に応じた対応を定めている。

●グレイゾーン事態

平和と有事の中間にある状態をさす。武力攻撃を受けてはいないが、警察権だけでは対応できず、

国家の主権が侵害される事態だ。

領海に侵入した外国の潜水艦が退去命令に応じず、航行を続ける場合や、漁民を装った武装集団が離島へ上陸した場合が、これに当たる。

●重要影響事態

まだ日本に直接の武力攻撃は発生していないが、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう。日本への波及を防止するため、武力行使を伴わない米軍などの後方支援を可能にしている。旧周辺事態法を改正した。

●存立危機事態

わが国と密接な関係にある国が攻撃され、そのまま放置すれば、日本が直接攻撃された場合と同様の恐れがあり、日本の存立や国民の生命などが守れない死活的かつ、深刻な事態であり、ほかに手段がない場合、必要最小限度の武力行使を可能としている。

●武力攻撃事態

武力攻撃事態法の「有事の概念」で、日本が外部から武力攻撃を受けている状態。または明らかに武

措置法」を制定して、戦闘が行われない場所での自衛隊の支援活動を可能にした。平成一五年には「イラク復興支援特別措置法」が成立し、米軍の攻撃で混乱するイラクでの、自衛隊による復興支援活動が平成二一年まで続いた。

海上自衛隊のペルシャ湾での機雷掃海や、平成一九年一〇月アフガニスタン戦争でインド洋での給油活動など、日米同盟を意識した自衛隊海外派兵が続いている。

非常事態に備え有事法制が成立

平成一五年六月、当時の小泉内閣において、「武力攻撃事態対処法・三法」と「有事関連法・七法」の「有事法制」が成立した。有事とは、暴動や戦争などの非常事態であり、有事法制はいわば戦争時の法律だ。

この法制では、戦争などの際に、自衛隊の活動を保障し、一般国民の権利を制限するもので、テロや北朝鮮の軍隊が攻めてきた場合の非常事態に対して備える。

これまでは有事法がなく、自衛隊が防衛出動を命じられても、道路交通法や建築基準法、公園法などに制約されて、部隊の移動や構

安全保障法制の事態と対応

事態	自衛隊の対応	主な法律・運用
グレーゾン事態	・米軍などの艦艇・航空機の防衛 ・尖閣諸島など離島の不法占拠への対応	・自衛隊法を改正 ・電話閣議で迅速な自衛隊出動
重要影響事態	・地球規模で他国軍を後方支援 ・弾薬の提供	・重要影響事態法を制定(周辺事態法を改正)
存立危機事態	・ホルムズ海峡で機雷掃海 ・弾道ミサイル防衛	・武力攻撃 ・存立危機事態法を制定
武力攻撃事態	・日本への直接的な武力攻撃への対応	・自衛隊法を改正

時事通信(2015年5月)記事から修正引用

力攻撃を受けると予想できる状態を言う。

駆けつけ警護で武器使用

安保法では、非政府組織関係者が武装集団に襲われた場合、救出に向かう「駆けつけ警護」などを解禁した。

任務実行のための武器使用も可能にし、「宿営地の共同防衛」も認めた。

今年七月に自衛隊が駐留する南スーダンで、政府軍と反政府軍の大規模な武力衝突が起こった。戦車が行き交い、ヘリからの攻撃もあり、死者二七〇人を超えた。

首都ジュバの自衛隊の宿営地から一〇〇メートルのビルで銃撃戦があった。

自衛隊は戦闘の危険にさらされており、今後、駆けつけ警護と宿営地の共同防衛などの任務を与付与されるかが注目される。

岐路に立つ平和主義

日本は集団的自衛権の行使で、どのようなデメリットが生じるのだろうか。相手国のターゲットにされて紛争に巻き込まれたり、報復テロが日本で起きる危険も増える。

なによりも同盟国アメリカが、どこかの国から攻撃を受けた際に起こる戦争に、自衛隊の派遣という形で参加しなければならぬ可能性も否定できない。

アメリカの無謀な戦争に付き合わされる可能性はないのか。他国

との関係を優位にする反面、戦争という大きなデメリットを担ぐことにならないのか。

集団的自衛権へ反対意見

安保法廃止を訴える声も多い。反対の要旨は、

①「解釈改憲」は、過去の政府解釈と整合性がなく、「立憲主義」に反する

②憲法学者や元最高裁長官も批判しており、違憲の疑いが濃い

③戦後日本の「平和主義」から逸脱し、「専守防衛」が変質する

④紛争回避のための外交努力をまですすべし

⑤アメリカの戦争に巻き込まれる恐れが高まる

⑥自衛隊員のリスクが高まる。テロに対して抑止は意味をなさない

⑦日本の石油備蓄は約六カ月分あり、ホルムズ海峡の機雷封鎖で、日本の存立が脅かされるとは考えにくい

根強い九条を守れの声

武力の行使をせず「専守防衛」に徹するという理念は、日本国民

の間に深く根付いている。先の大戦で日本人だけで三一〇万人、内外では一〇〇〇万人を超す膨大な犠牲を出した。

憲法の平和主義は、この戦争に対する痛恨を込めた反省に基づく誓いであり、切実な悲願であった。かつて戦争を経験した八〇歳以上の年代では、戦争で肉親を失い、家を焼かれ窮乏の中を生き抜いた体験から、戦争絶対反対、九条の絶対保持の意志が強い。

九条があるおかげで、平和が続き海外からも信頼されてきた。

賛成意見——防衛体制の強化

政府自民党は「積極的平和主義」を掲げて、防衛体制の強化を推進する。世論では部分的に賛成意見もみられ、その理由は、

①従来の見解とも、一定の整合性を維持した合理的な範囲の解釈変更だ

②憲法学者らの主張は、現実と乖離している。PKOも当時は反対が多かったが、その後は理解支持されている

③平和外交と並行して、防衛体制も強化すべきだ

④抑止力が向上すれば、武力衝突

は起きにくくなる

⑤ エネルギー確保は、日本の生命線であり、万が一に備えて選択肢を確保すべきである。

防衛費五兆円を突破

自衛隊は軍隊ではないと言いな
がら、防衛費はアメリカ、ロシア
などに次ぐ、世界五位の組織と
なった。

事実上、外国では自衛隊を軍隊
と認めている。かつては防衛費を
抑えて国内外からの軍事大国との
批判をかわし、昭和五年には、
三木武夫内閣がGDPの1%以内
とする基準を定めた。

当時は経済成長を続け、防衛費
も増加した。平成二八年度予算の
防衛費は五兆円を突破し、三年連
続で増加した。

中国の海洋進出を踏まえ、周辺
海空域での安全性を確保し、潜水
艦を警戒監視する哨戒機や、島々
を防衛するためのオスプレイなど
の調達が必要となった。

緊迫した情勢に備える行動

日本が置かれている現状は、北
朝鮮の核ミサイルの脅威、中国艦

船の尖閣諸島や周辺海域の出没な
ど、「わが国を脅かす勢力が差し
迫った状態」に至る懸念が大きい。
平和維持のために、外交交渉など、
あらゆる面で力を注ぐのは当然で
あり、現に最大限の努力は重ねら
れている。

しかし、国家としては万が一の
事態に備え、防衛態勢を敷き実力
も法体制も万全を期す必要がある。
そのための立法措置であることも
理解できる。

決断を迫られる憲法改正

自民党の憲法改正案では、第九
条二項の「陸海空軍その他の戦力
は、これを保持しない。国の交戦
権はこれを認めない」を「前項の
規定は、自衛権の発動を妨げるも
のではない」と改め、さらに「わ
が国の平和と独立並びに国および
国民の安全を守るため、内閣総理
大臣を最高司令官とする防衛軍を
保持する」と加え、国防軍の規定
まで追加し、「集団的自衛権」も
行使できることになる。

憲法改正は、国会の総議員の三
分の二以上の賛成で国会が発議し、
国民投票で過半数の賛成を必要と
する。